

ソフトウェア使用許諾契約書

有限会社野村環境設計（以下「当社」と言います）は、お客様に、本契約書と共にご提供するアプリケーションソフトウェア、付随書類ならびに電子文書（以下「本ソフトウェア」と言います）の使用権を本契約の条項にもとづき許諾します。本ソフトウェアをご使用いただく前に、本契約をお読み下さい。お客様による本ソフトウェアの使用開始をもって、本契約にご同意いただいたものとします。

第1条（著作権）本ソフトウェアに関する著作権等の知的財産権は、当社に帰属します。

第2条（権利の許諾）お客様は、本ソフトウェアを使用する非独占的な権利を本契約の条項にもとづき取得します。

2 本契約に基づきお客様が本ソフトウェアを使用した場合、いかなる意味においても、お客様に対する何らの権利移転等を意味するものではありません。

3 本契約に特に規定されていない権利は全て当社によって留保されます。

第3条（使用条件）本ソフトウェアは1ライセンスにつき1台のUSBメモリでお客様にご提供いたします。お客様は、1ライセンスにつき任意の1台のコンピュータ上で本ソフトウェアを使用することができます。1ライセンスで同時に2台以上のコンピュータ上で本ソフトウェアを使用することはできません。

第4条（制限事項）お客様は、いかなる方法によっても、本ソフトウェアの改変、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイルをすることはできません。

2 お客様は、本契約に明示的に許諾されている場合を除き、本ソフトウェアを全部または一部であるかを問わず、使用、複製することはできません。

3 お客様は、本契約に明示的に許諾されている場合を除き、本ソフトウェアを再使用許諾、貸与またはリースその他の方法で第三者に使用させることはできません。

第5条（責任の範囲）当社は、本ソフトウェアにエラー、バグ等の不具合がないこと、若しくは本ソフトウェアが中断なく稼動すること又は本ソフトウェアの使用がお客様及び第三者に損害を与えないことを保証しません。本ソフトウェアに関して発生するいかなる問題も、お客様の責任および費用負担により解決されるものとします。

第6条（第三者に対する責任）お客様が本ソフトウェアを使用することにより、第三者との間で著作権、特許権その他の知的財産権の侵害を理由として紛争を生じたときは、お客様自身が自らの費用で解決するものとし、当社に一切の迷惑をかけないものとします。

第7条（契約の解除）お客様が本契約に定める条項に違反した場合、当社は、お客様に対し何らかの通知、催促を行うことなく直ちに本契約を終了し、それによって被った損害をお客様に請求できるものとします。

2 本契約が終了した場合には、お客様は直ちに本ソフトウェアおよびその複製物を破棄するものとします。

第8条（その他）お客様は、本ソフトウェアを日本国外に持ち出して使用する場合、適用ある輸出管理規制、法律、命令に従うものとします。

2 本契約は、日本国法に準拠するものとします。

3 本契約に関連して法律上の紛争が生じた場合は、日本国におけるさいたま地方裁判所またはさいたま簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

保証書

品名	ABCursor
製造番号	AB-U-A-0001
保証期間	販売日より1年間
販売日	2020年5月30日
販売店	有限会社野村環境設計

お客様	お名前

	ご住所 〒

	お電話番号

《修理規定》

- 不正コピーを防止する目的から、USBメモリの再発行はできません。USBメモリの取り扱いは十分ご注意ください。
- USBメモリの破損の場合には再購入となります。
- USBメモリをフォーマットした、あるいは書き換えた場合には、保証期間内1回に限り、購入価格の70%で修理いたします。この場合、USBメモリと保証書を弊社までお送りください。弊社までの送料はお客様のご負担となります。
- 保証期間内であっても、以下の場合には全額にさせていただきます。
 - ◎本書の提示がない場合。
 - ◎フォーマット・書き換えによる修理を2回以上依頼した場合。
 - ◎USBメモリがPCから認識しない場合や、USBメモリが物理的に破損している場合。
 - ◎弊社から出荷していない同等品のUSBメモリをご提示いただいた場合。

この保証書は、本書に明示した期間、条件のもとに無償修理をお約束するものであってお客様の法律上の権利を制約するものではありません。保証期間経過後の修理は弊社までお問い合わせください。

有限会社野村環境設計 〒330-0043 さいたま市浦和区大東 3-5-6

TEL：048-884-0570 FAX：048-884-0570